

## 各区に共通する福祉課題に関する区からの意見等について

西成区	
金銭管理と権利擁護の支援について	
意見概要	
<p>第三者による権利侵害が疑われる事案が複雑化、深刻化する前に関係機関が連携して早い段階での支援につなげていくことが重要である。</p> <p>金銭管理が必要な高齢者を相談支援機関などが発見する前に、地域レベルで早期発見できるよう、あんしんサポート事業や市民後見人の利用促進に向けた取り組みが必要である。また、あんしんサポートの新規利用時の待機期間の解消も必要である。</p>	
回 答	
<p>成年後見制度の利用促進のために、平成 30 年度から「権利擁護の地域連携ネットワーク」を構築することとしています。成年後見支援センターを中核機関として、専門職団体・関係機関が連携協力する「協議会」を設置・運営し、本人を中心とする「チーム」を支援するしくみを作ります。</p> <p>地域全体の見守り活動の中で、権利擁護支援が必要な人を早期に発見し、必要な支援に結びつけることが重要であるため、権利擁護の相談窓口である保健福祉センター、地域包括支援センターなどの相談支援機関が、権利擁護支援を必要とする人（本人）を中心とする「チーム」を形成し、権利擁護の支援にあたります。</p> <p>成年後見制度に関する専門的な相談や、家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、法律・福祉の専門職団体や関係機関による「協議会」が、地域においてチームを支援することとしています。</p> <p>成年後見制度は、判断能力の低下の比較的早い段階から利用されることにより、本人の意思決定を支援しながら生活の質の向上のために財産を積極的に利用したり、消費者被害から守ることに繋がります。自分自身で利用を決定し、申立てを行う「本人申立」を推進するとともに、任意後見、保佐・補助類型の利用を促進します。そのためにも「協議会」では、成年後見制度の理念や制度内容について、積極的に普及啓発に努めてまいります。</p> <p>また、あんしんさぼーと事業においては、利用開始から数年経過し、その間に施設入所の検討や各種法的手続きなど、本事業では対応が困難な状況となって成年後見制度への移行を必要とする人がいます。その人を速やかに移行できるよう支援するとともに、真にあんしんさぼーと事業の利用を必要とされる人が、待機することなく順次利用契約できるよう取り組みます。</p>	
担 当	福祉局生活福祉部地域福祉課相談支援グループ（電話 6208-8086）

西成区	
障がいのある方の緊急時の受け入れ先について	
意見概要	
<p>障がい者虐待等にて緊急時に障がいのある方の受け入れ先として、現在2床分の一時保護施設が大阪市として確保されているものの、施設自体は障がい特性に対応できていない。虐待等の緊急時に2床の保護施設で対応できない場合においては、支援者らが個人で受け入れ先を連絡・調整している現状である。</p> <p>平成 27 年度回答において「大阪市要援護障がい者・高齢者緊急一時保護事業における委託先との交渉や、新規受け入れ先の開拓などに努めている」との返答であったが、具体的にどのような施設に依頼をかけているのか示していただきたい。</p> <p>また、緊急一時保護で確保している2床について実際の利用状況について示していただきたい。</p>	
回 答	
<p>障がい者虐待防止法では、虐待に関する事実確認を行った結果、虐待により障がいの生命または身体に重大な危険が生じていると判断した場合、市町村の担当者は、その障がい者を養護者から保護することが規定されています。</p> <p>虐待対応において、虐待を受けた障がい者の安全を緊急に確保する必要があるときは、まずは、契約ややむを得ない事由による措置等により、障がい特性に応じた入所先等を検討しますが、保護先が確保できない場合に、必要に応じて、大阪市要援護障がい者・高齢者緊急一時保護事業で確保している一時保護先を利用しています。</p> <p>一時保護事業では、既に2床の空床を確保しているところですが、障がい特性に応じた支援が可能な施設において保護することが可能となるよう、受け入れ先の開拓に努めています。</p> <p>具体的な依頼につきましては、障害者総合支援法に規定する障がい者福祉施設等に協力を求めているところですが、恒常的に空床を確保し、緊急時に常に受け入れが可能な体制を整備可能な施設が無いため、実現には至っていません。</p> <p>障がい者虐待にかかる一時保護については、事案に応じて必要な対応を行うことが可能となるよう、引き続き関係機関等への働きかけを行うなど、安定的かつ適切な保護体制を確保するよう努めてまいります。</p> <p>平成 28 年度に障がい者虐待で緊急一時保護を利用された方は、12 名で、利用日数の合計は 138 日でした。</p>	
担 当	福祉局生活福祉部地域福祉課相談支援グループ (電話 6208-8086)

西成区	
要援護者情報の共有先の検討について	
意見概要	
<p>見守り相談室（区社会福祉協議会）による要援護者情報について、現在、高齢者への支援を見守り相談室と地域包括支援センターが連携して行うためには、いくつかの段階を経て実施している。（例. ①見守り支援を行っている地域団体が支援を必要とする高齢者を発見 → ②地域団体は気になる高齢者として見守り相談室へ通報 → ③見守り相談室は訪問等により高齢者の状況把握を実施 → ④地域包括支援センターへ情報提供し見守り相談室と連携しての支援を依頼）</p> <p>今後も支援が必要な高齢者が増加する中、あらかじめ地域包括支援センターへ要援護者情報を共有することにより、双方が効率的、効果的に業務を行うことができるよう全市共通した制度整備をお願いしたい。</p>	
回 答	
<p>「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」では、要援護者の孤立化等を防止するため、地域における日頃からの見守りにつなげることを目的として、ご本人の同意のもとに作成した要援護者名簿を、地域において見守り活動を行っている団体等へお渡ししています。</p> <p>地域包括支援センターは、専門的な支援を行う相談支援機関であることから、本事業で把握した要援護者のうち、専門的な支援を必要とする方に関する情報を必要に応じて提供し、連携して支援を行っていただいております。その際の個人情報の取り扱いについては、個人情報の共同利用として整理し、要援護者の支援に必要な情報を共有することとしています。</p>	
担 当	福祉局生活福祉部地域福祉課企画グループ （電話 6208-7954）